

## 南海トラフ地震防災規程作成対象施設一覧

### 1 消防法施行令第1条の2第3項で定める防火対象物のうち次に掲げるもの

| 該当施設・事業 |  | 収容人員  |
|---------|--|-------|
| 1項      | イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場  | 30人以上 |
|         | ロ 公会堂又は集会場   |       |
| 2項      | イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類   | 30人以上 |
|         | ロ 遊技場又はダンスホール  |       |
|         | ハ 性風俗関連特殊営業店舗  |       |
|         | ニ カラオケボックス類  |       |
| 3項      | イ 待合、料理店類  | 30人以上 |
|         | ロ 飲食店  |       |
| 4項      | 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場  | 30人以上 |
| 5項      | イ 旅館、ホテル又は宿泊所類   | 30人以上 |
| 6項      | イ 病院、診療所又は助産所  | 30人以上 |
|         | ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）  | 10人以上 |
|         | ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） | 30人以上 |
| 6項      | ニ 幼稚園又は特別支援学校  | 30人以上 |
|         | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校類   | 50人以上 |

| 該当施設・事業 |                       | 収容人員         |
|---------|-----------------------|--------------|
| 8項      | 図書館、博物館、美術館類          | 50人以上        |
| 9項      | イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類  | 30人以上        |
|         | ロ イ以外の公衆浴場            | 50人以上        |
| 10項     | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 | 50人以上        |
| 11項     | 神社、寺院、教会類             | 50人以上        |
| 12項     | イ 工場又は作業場             | 勤務者が1,000人以上 |
| 13項     | イ 自動車車庫又は駐車場          | 50人以上        |
| 15項     | 前各項目に該当しない事業場         | 50人以上        |
| 16の2項   | 地下街                   | 30人以上        |
| 17項     | 文化財建造物                | 50人以上        |

2 消防法施行令第1条の2第3項で定める複合用途防火対象物のうち次に掲げるもの

- (1) その一部が(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されているもので、収容人員の合計が10人以上のもの（ただし、(5)項ロ、(12)項、(13)項ロ、(14)項部分は収容人員に含まない）
- (2) (1)以外のもので、かつ、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ、ニ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもので、収容人員の合計が30人以上のもの（ただし、(5)項ロ、(12)項、(13)項ロ、(14)項部分は収容人員に含まない）
- (3) (1)及び(2)以外のもので、収容人員の合計が50人以上のもの（ただし、(5)項ロ、(12)項、(13)項ロ、(14)項部分は収容人員に含まない）

3 危険物の規制に関する政令第37条で定める製造所、貯蔵所又は取扱所